

# 熊本県公報

号外 第18号  
令和元年(2019年)  
9月30日(月)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 熊本県会計規則の一部を改正する規則…………… (会計課) 1
  - 熊本県収入証紙規則の一部を改正する規則…………… ( " ) 1
- ### 訓 令
- 熊本県自動車税事務所処務規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 2
  - 熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令…………… ( " ) 2

## 規 則

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第11号

熊本県会計規則の一部を改正する規則  
熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第9中	「19 地方法人特別税 20 その他の保管金」	を	「19 特別法人事業税 20 軽自動車税環境性能割 21 その他の保管金」
-------	----------------------------	---	---

に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)(以下「廃止前暫定措置法」という。)第12条第1項の規定により納付された廃止前暫定措置法に規定する地方法人特別税については、改正後の別表第9の規定にかかわらず、なお従前の例による。

熊本県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第12号

熊本県収入証紙規則の一部を改正する規則  
熊本県収入証紙規則(昭和39年熊本県規則第19号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項第2号中「後見開始若しくは保佐開始の審判又は」及び「後见人若しくは保佐人又は」を削る。

第18条中「100分の3.24」を「100分の3.3」に改める。

別記第5号様式(裏)中「き損した」を「毀損した」に改め、「後見開始若しくは保佐開始の審判若しくは」を削る。

別記第9号様式中 「 $\frac{3.24}{100}$ 」を 「 $\frac{3.3}{100}$ 」に改める。

別記第11号様式中 「0.9676」を 「 $\frac{96.7}{100}$ 」に改める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則中第13条第2項第2号及び別記第5号様式(裏)の改正規定は公布の日から、その他の規定は令和元年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第18条の規定は、同条の改正規定の施行の日以後に買い受ける証紙に対する売りさばき手数料について適用し、同日前に買い受ける証紙に対する売りさばき手数料については、なお従前の例による。
- 3 別記第5号様式(裏)の改正規定の施行の際現に改正前の熊本県収入証紙規則の規定により交付されている売りさばき人証は、改正後の熊本県収入証紙規則の規定により交付された売りさばき人証とみなす。

4 別記第9号様式の改正規定の施行の際現に存する改正前の同様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

**訓 令**

**熊本県訓令第4号**

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県自動車税事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和元年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県自動車税事務所処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県自動車税事務所処務規程（昭和49年熊本県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第6号中「及び自動車取得税」を削り、同条に次の1号を加える。

(7) 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事。

第6条第17号及び第20号中「及び自動車取得税」を削る。

附 則

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

**熊本県訓令第5号**

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和元年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県広域本部処務規程（平成25年熊本県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第5号中「並びに自動車税及び自動車取得税」を「及び自動車税」に改める。

別表第3 税務部の部課税第一課の項分掌事務の欄中「自動車取得税及び」を削り、第2号の次に次の1号を加える。

3 軽自動車税の環境性能割の減免申請の受付に関する事。

別表第8 総務部の部課税課の項分掌事務の欄第2号中「自動車取得税及び」を削り、同号の次に次の1号を加える。

3 軽自動車税の環境性能割の減免申請の受付に関する事。

別表第13 総務部の部課税課の項分掌事務の欄第2号中「自動車取得税及び」を削り、同号の次に次の1号を加える。

3 軽自動車税の環境性能割の減免申請の受付に関する事。

別表第17 総務部の部課税課の項分掌事務の欄第4号中「自動車取得税及び」を削り、同欄中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

5 軽自動車税の環境性能割の減免申請の受付に関する事。

附 則

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。